

2017(平成29)年度 事業計画

一般社団法人 東 友 会
東京都原爆被害者団体協議会

2017年度の重点目標

- 1.国連での核兵器禁止条約の実現とその実効を求めて力を尽くします。
世界各地から地域の隅々まで、被爆の実相を伝え広げます。
- 2.戦争への道につながるいっさいの法制・行政に反対します。
- 3.原爆死没者を追悼し、「原爆死」のありさまを伝え残すとともに、原爆被害への「国の償い」を求めます。
- 4.2018年11月を目途に、東友会結成60周年事業を企画します。
- 5.高齢化した被爆者に親身に寄り添う相談事業を、いっそう強化します。
- 6.ノーモア・ヒバクシャ東京訴訟の完全勝利をめざし、原爆症認定制度の抜本改正を求めます。
- 7.原発にたよらないエネルギー政策を求め、原発事故による犠牲者との連帯を深めます。
- 8.東友会の事業を広く知らせ、事業を維持、継続させます。
被爆者の高齢化に伴う協議会と法人のあり方を検討します。
- 9.東友会の財政の確立をはかります。

1.国連での核兵器禁止条約の実現とその実効を求めて力を尽くします。

世界各地から地域の隅々まで、被爆の実相を伝え広げます。

■世界の人びとに

- ①国連核兵器禁止条約交渉会議が成功と、核兵器禁止条約の実現と実効をもとめて、被爆者として強く働きかけます。
- ②核兵器廃絶を求める世界各地からの被爆の証言依頼に、代表を派遣します。
- ③平和市長会議がよびかけている、「2020ビジョン」の実現に向かって、世界の人びととともに努力を重ねます。
- ④あらゆる形態でのすべての核実験に反対します。

■ 都民とともに

- ①日本被団協が提唱した「ヒバクシャ国際署名」運動が成功するよう、「ヒバクシャ国際署名をすすめる東京連絡会」の事務局を担当し、都内の平和・市民団体との共同行動を広げます
- ②東友会として、都内の平和・市民団体が企画する次の事業に積極的に参加します。
 - *東京都生協連、東京地婦連と「ピースアクション in TOKYO & ピースパレード」を共催します。
 - *「原水爆禁止国民平和大行進」、「原水爆禁止世界大会」「国際反核デー」「3・1ビキニデー集会」、毎月の「6.9行動」などに参加します。

■ 日本政府に対して

- ①日本政府が、唯一の戦争被爆国として、国連核兵器禁止条約交渉会議に参加し、核兵器のない世界を求める国際政治の先頭に立つよう要請をつづけます。
- ②政府が、「核兵器廃絶」と「原爆被害への国家補償」を柱とする非核の政府に転換することを求めます。
- ③世界に向けた被爆の実相普及を政府がすすめるよう、日本被団協とともに働きかけます。

■ 東京都と都内の自治体に対して

- ①東京都をはじめ、東京都内のすべての自治体が、「非核・平和自治体宣言」を発し、国連核兵器禁止条約の実現と実効をもとめるよう要請します。
- ②東京都知事をはじめ、東京都内のすべての自治体の首長と議長に、「ヒバクシャ国際署名」に賛同するよう働きかけます。
- ③非核平和宣言自治体が、被爆者施策の充実や平和施策を具体化するよう働きかけます。
- ④2020年に開催される東京オリンピックにあわせて、「東京オリンピック平和祈念館」(仮称)の開設を求めます。
- ⑤平和を願う首都・東京の願いを発信するために、都の各部局が実施している平和事業を一本化するよう求めます。
- ⑥都内の被爆者の会や都民である被爆者が発行した被爆体験記を東京都として収集し、都庁、都立図書館、小中高校、大学で有効に活用することを求めます。
- ⑦東京都が、被爆証言DVDの制作、保存、貸出しを企画することを求めます。

■ 実相普及委員会の事業

- 法人会員で構成する「実相普及委員会」を中心に、次の事業をすすめます。
- *被爆70年事業のひとつ「世界へのことづて」の編纂・出版をすすめます。

*地区の会とともに地域の平和・市民団体に働きかけで実相普及交流会を開き、原爆展開催の工夫などを交流します。

*地区の会とともに、都内の各自治体に、以下のことを要請します。

国立市がすすめた被爆証言伝承の事業の企画と実施

原爆展開催への協力、援助

被爆者の証言集の発行への援助と証言記録の保存

*都内の自治体、学校、団体に被爆者の証言を聞いてもらうようよびかけます。

2.戦争への道につながるいっさいの法制・行政に反対します。

- ①東京空襲の被害者と連帯し、空襲被害の実態を伝え、戦争被害者への国の償いを求めていきます。
- ②重大な政治課題となっている憲法について学習と討議を深めます。
- ③「特定秘密保護法」「集団的自衛権」「防衛装備移転三原則」「テロ等準備罪」などについても学び、非核・平和のために被爆者として行動します。

3.原爆死没者を追悼し、「原爆死」のありさまを伝え残すとともに、 原爆被害への「国の償い」を求めます。

■原爆死没者に「国の償い」を求める事業

- ①戦争被害の「受忍」論に反対し、日本被団協の一員として運動を広げます。
- ②「原爆被害への国家補償」を実現するために、ひろい視点からの学習をすすめ、運動の構築を検討するよう日本被団協に働きかけます。
- ③空襲による被害にたいする国家補償要求を支持し、空襲被害者の運動に連帯します。

■原爆死没者の追悼事業

- ①東京都主催、東友会が実施主体である「原爆犠牲者追悼のつどい」を東友会結成の60周年にあたる来年から、7月に開催できるよう要請します。
- ②東京都から委託された「被爆者健康指導事業」のうち、次の慰霊事業を企画、実施します。

*「原爆死没者追悼のつどい」（東京都主催）

予定日／9月23日 葛飾区で開催

*追悼刊行物「生命もてここに証す」

刊行予定日／「追悼のつどい」開催日

*広島死没者調査・記念式典参列

派遣予定日／8月5日～6日 派遣人数／2人

*長崎死没者調査・記念式典参列

派遣予定日／8月8日～10日 派遣人数／2人

- ③葛飾区青戸平和公園の原爆犠牲者慰霊碑を、被爆者の心のよりどころとして維持していきます。慰霊碑の清掃は、慰霊碑に近い東部の地区の会と事務局を中心に実施します。
- ④広島市内に東友会が植樹した「イチョウ」（平和公園内、鶴見橋西詰「被爆者の森」内）、中央公園内の「ケヤキ」と、長崎平和公園内に植樹した「クロガネモチ」を、「東京の木」として、大切に見守ります。
- ⑤広島・長崎にある「国立原爆死没者追悼平和祈念館」がすすめている死没者の遺影、手記の収集に協力するよう、被爆者と遺族によびかけます。
- ⑥有志がすすめている「原爆被害者の墓」の事業に、ひきつづき協力します。

4.2018年11月を目途に、東友会結成60周年事業を企画します。

- ①2018年11月16日に結成60周年を迎える東友会の記念事業企画委員会を発足させ、事業を具体化します。
- ②東友会結成記念事業は、記念式典・祝賀会、記念出版、記念原爆展などを予定します。

5.高齢化した被爆者に親身に寄り添う相談事業を、いっそう強化します。

■被爆者と被爆二世の実態にそった現行制度の改定

- ①厚生労働省に医療特別手当の「健康状況届」を、高齢被爆者が対応できる制度にするよう要請し、「健康状況届」の期間延長や廃止を求めます。
- ②東京都福祉保健局に、毎月求められる一般（他人）介護手当の申請書類の簡略化についての検討を求めます。
- ③被爆二世健康診断について、以下のことを東京都に要請します。
 - *健康診断の受診期間を被爆者と同様にするよう要請します。
 - *胃がん検診に、被爆者と同様に胃カメラを利用できるよう要請します。

■東友会原爆被爆者相談所の事業

東友会の専任相談員は、以下の事業を担当します。

- ①東友会相談所の相談事業をいっそう充実させるために、相談員が相互に学び合い、連携してレベルアップをはかります。
- ②東京都から委託された「被爆者健康指導事業」のうち、次の事業を企画、実施します。

医療生活相談・訪問相談指導

専任相談員による相談事業 実施予定日／休日、祝日を除く毎日

医師による医療相談事業 実施予定日／毎月1回

訪問相談 実施予定日／毎月12日

- ③被爆者と家族を対象にした相談関係の資料「被爆者援護法・都被爆者援護条例 25のポイント」「介護保険制度と被爆者」の2017年度版を刊行します。
- ④地区の会の相談会に東友会相談員を積極的に派遣します。
- ⑤自治体、医療機関、弁護士などの専門家との連携を強めます。
- ⑥日本被団協中央相談所委員会と連携します。

■相談事業委員会の事業

法人会員で構成する「相談事業委員会」を中心に以下の事業をすすめます。

- ①高齢化した被爆者の相談事業をつよめ、地区の会の組織を強化するため、被爆者と家族によびかけた「地区なんでも相談会」を各地で開催します。
- ②地区相談員の交流会を開き、地区の会相談事業のすすめ方を検討します。
- ③東京都福祉保健局や区市、医師会との連携を密にし、すべての医療機関で被爆者手帳がつかえるよう働きかけます。医療機関と連携した集団健診などをひろげます。
- ④東京都から委託された「被爆者健康指導事業」のうち、次の事業を企画、実施します。

* 刊行物による医療健康指導

「2017年版相談のしおり」 発行予定日／6月25日

『常緑樹』No.80 刊行予定日／1月25日

* 医療講演会による医療指導

開催予定日／10月

* 相談員養成研修会

開催予定／四半期毎に1回

6.ノーモア・ヒバクシャ東京訴訟の完全勝利をめざし、

原爆症認定制度の抜本改正を求めます。

- ①控訴審での審理が続いているノーモア・ヒバクシャ東京訴訟の勝利をめざし、支援運動に全面的に参加します。
- ②厚生労働大臣との定期協議の開催を求め、原爆症認定に関する制度を日本被団協の「提言」にそって抜本的に改正するよう強く要請します。
- ③地区の会とともに原爆症認定制度の啓蒙と普及をすすめます。

7.原発にたよらないエネルギー政策を求め、

原発事故による犠牲者との連帯を深めます。

- ①国内すべての原子力発電所の操業の停止と、再稼働に反対し、廃炉を要求します。
- ②東日本大震災で明らかになった原子力依存・優先の電力政策に反対する世論を広げます。

- ③原発事故による犠牲者との連帯を深めます。
- ④自然エネルギー、再生可能エネルギーの開発、利用に力を入れるよう、電力・エネルギー政策の転換を要求します。

8.東友会の事業を広く知らせ、事業を維持、継続させます。

被爆者の高齢化に伴う協議会と法人のあり方を検討します。

- ①業務執行理事を中心に、高齢化、病弱化がすすむなかでの協議会と法人の維持、組織のあり方を検討します。
- ②法人の諸会議は、以下の予定で開催します。
 - *総会 6月第1日曜日
 - *理事会 6月、11月、2月、5月
- ③協議会の諸会議は、以下の予定で開催します。
 - *総会 6月第1日曜日
 - *役員会 7月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月、4月、5月第1木曜日
 - *理事会 7月、9月、11月、1月、3月、4月第2木曜日
- ④「猫の手会」のボランティア作業の重要性を知らせ、多くの被爆者と家族の参加をよびかけます。
- ⑤「おりづるの子」(東京被爆二世の会)の事業に協力します。

■ 広報委員会の事業

法人会員で構成する「広報委員会」を中心に以下の事業をすすめます。

- ①東京の被爆者の支え、情報交換の場となっている「東友」の月刊体制を維持します。
 - 東友会や関係団体の行動、集会に積極的参加し、紙面に反映させます。
 - 地区の会にニュースの提供を依頼し、豊かな紙面づくりをすすめます。
- ②追悼のつどいにあわせて、慰霊刊行物『生命もてここに証す』を刊行します。
- ③インターネット・ホームページを充実させます。

9.東友会の財政の確立をはかります。

- ①東友会結成60周年の事業を成功させるための募金を呼びかけます。
- ②東京都と都議会にたいし、委託事業費を事業の実態にみあって支給するよう要請します。
- ③会報「東友」の購読を被爆者と家族、被爆二世、支援者にすすめ、「新聞購読料」は3,000人分を目標とします。
- ④海外での被爆証言活動の重要性を広く知らせ、実相普及募金を200万円を目標によびかけ、新しく実相普及会計を独立会計として立ち上げます。
- ⑤諸経費の節減につとめます。

■ 財政委員会の事業

法人理事で構成する「財政委員会」を中心に以下の事業をすすめます。

- ① 東友会事務所の維持、高齢化がすすむ相談事業をみすえた長期計画を検討します。
- ② 協議会会費や相談事業募金が法人の事業を支えていることを広く知らせ、協力をよびかけます。
- ③ 広く企業や団体、個人に、東友会を支える寄付金への協力をよびかけます。
- ④ 地区の会の協力を得て、協議会会費の納入を維持するよう努力します。納入方法については、「地区分担金方式」と「双方依頼方法」の2種類でおこないます。